

## まつやまオーダーメイド型移住体感ツアー補助金交付要綱

令和2年11月12日

(趣旨)

第1条 市は、本市への移住促進を図るため、暮らしや地元住民との交流など「まつやま暮らし」を体感できる機会を提供するオーダーメイド型移住体感ツアー（以下「ツアー」という。）に参加する県外在住者で、本市への移住を検討しているものに対し、予算の範囲内において移住体感ツアー補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす個人とする。

- (1) 愛媛県外在住者であること。
- (2) 本市への移住を検討していること。
- (3) ツアーの参加に当たり、次の事項への協力に同意していること。

ア 市が実施するアンケート調査

イ 次のうち、いずれかの事項

- (ア) ツアーの様子について、自らSNS等で情報発信すること。
- (イ) 市が撮影したツアーの写真及び動画について、市が移住PR等を目的に公開すること。
- (ウ) その他本市の移住促進に向けたPR活動をすること。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 次に掲げる交通費

ア 公共交通機関を利用する場合にあっては、居住地から本市までの往復（以下「往復旅程」という。）に要する経費（ツアーに関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。）

イ 自動車を利用する場合にあっては、往復旅程について1キロメートルにつき37円として積算した額及び高速道路の利用に係る経費（ツアーに関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。）

(2) 滞在する宿泊施設の賃借料又は宿泊料（宿泊料に朝食又は夕食に係る費用が含まれる場合は、当該費用を含み、1人当たり10,900円を上限とする。）

(3) その他ツアーの実施に要する経費で市長が認めたもの

2 往復旅程について、交通費及び宿泊料が一体となったパック商品を利用するときは、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、当該パック商品の料金を補助対象経費とする。

3 補助対象とするツアーの期間は、原則1泊2日とする。ただし、自己負担による延泊を妨げない。

（補助対象外経費）

第4条 次に掲げる費用については、補助の対象としない。

(1) ツアーの参加に必要と認められない個人的な支出に係る費用

(2) 公共交通機関又は自動車以外の交通手段に係る費用

(3) その他補助対象として適当でないと判断される費用

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は第3条に規定する補助対象経費から1人につき15,000円を差し引いた額とし、補助金の交付限度額は1人につき50,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1人につき1年度1回限りとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、まつやまオーダーメイド型移住体感ツアー補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、ツアー実施希望日の14日前までに行わなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を精査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、まつやまオーダーメイド型移住体感ツアー補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において必要があるときは、条件を付けることができる。

（変更申請）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、申請の内容を変更しようとするときは、まつやまオーダーメイド型移住体感ツアー補助金変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（変更承認）

第9条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認を決定したときは、まつやまオーダーメイド型移住体感ツアー補助金変更通知書（様式第4号）により通知する。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、ツアー終了後30日以内に、支出に係る領収書等を添えてまつやまオーダーメイド型移住体感ツアー補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、まつやまオーダーメイド型移住体感ツアー補助金確定通知書（様式第6号）により、補助決定者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、まつやまオーダーメイド型移住体感ツアー補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 関係法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年11月12日から施行する。